

高度再資源化設備導入促進事業実施要綱

(制定) 令和 7 年 5 月 16 日付 7 環資計第 143 号

(要綱の目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）における、高度再資源化や再資源化の効率向上に資する設備等の導入を促進するために行う「高度再資源化設備導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第 2 条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）と連携して、都内において本事業の目的に資する取組を実施する事業者等に対し、都の予算の範囲内において、その経費の一部を補助する。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 再資源化

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業高度化法」という。）第二条第一項に定める再資源化をいう。

(2) 高度再資源化

再資源化事業高度化法第四条第二項における需要に応じた資源循環のために実施する再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分をいう。

(3) 太陽光発電設備等

太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽光パネル、パワーコンディショナ（太陽電池が発電した直流電力を住宅で利用できる交流電力に変換する設備をいう。）、太陽光パネルの架台及びリチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。）、インバータ等の電力変換装置並びにその他これらに付随する設備を総称したものをいう。

(本事業の内容)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者であって、次項の補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社、常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人
 - (2) 本事業の推進に向けて、都が実施する取組に参加・協力する者であること。
 - (3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
 - ウ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者
 - エ 法令に基づく必要な許可の取得又は届出がなされていない者
 - オ 税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けた者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者
 - (4) 廃棄物処理法第14条及び同法第14条の4に基づき、東京都知事又は八王子市長の産業廃棄物処理業(産業廃棄物処分業)許可を有する者又は環境大臣の指定及び認定等により、同許可を有することなく産業廃棄物処理業を行うことができる者であること。
- 2 補助対象事業は次の各号の全てに該当するものとする。
- (1) 都内の事業所等における事業であること。
 - (2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する事業であること。
 - 環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金のうち、次に掲げる廃棄物の種類の破砕、選別又はリサイクル設備の導入を行う事業への補助金(以下「国設備補助金」という。)の交付決定の通知を令和7年4月1日以降に受けている事業であること。
 - ① プラスチック
 - ② 太陽光パネル
 - ③ 金属
- 3 補助金の交付対象となる経費は、国設備補助金において、補助金交付額の決定通知を受けた補助金の対象経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。
- 4 補助金交付額は、前項の経費に国、地方公共団体等により別途、交付された補助金等を控除したのちに、2分の1を乗じて得られた額とする。ただし、補助金交付額に1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、

その端数金額を切り捨てる。

- 5 補助金交付額の上限は下表のとおりとする。

	補助上限額
第4条第2項第2号①の事業	5,000万円
第4条第2項第2号②の事業	4,000万円
第4条第2項第2号③の事業	7,500万円

- 6 補助金の交付の決定には、本事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実施体制)

第5条 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

- 2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が補助対象者に対して補助金を交付するために造成する基金への出えん

(2) 前号に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務

- 3 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

- 4 公社は、本事業の実施に関し必要な事項について定める規程等(以下「規程等」という。)を制定すること。

- 5 公社は、規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(本事業の実施期間)

第6条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

(1) 本事業の補助金交付申請の募集及び申請期間は、令和7年度から令和12年度までとする。

(2) 本事業の補助金の交付は、令和13年度まで行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年5月16日付7環資計第143号)

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。